

平成三十一年四月八日提出
質問第一二七号

国内希少野生動植物種の選定に関する検討会に関する質問主意書

提出者 早稲田夕季

国内希少野生動植物種の選定に関する検討会に関する質問主意書

一 二〇一八年十二月二十七日に設置された希少野生動植物種専門家科学委員会の委員数名と、指定候補となる分類群の専門家数名からなる国内希少野生動植物種の選定に関する検討会という会議体が非公開で設置されているようだが、非公開である理由を明らかにされたい。

二 国内希少野生動植物種の選定に関する検討会と希少野生動植物種専門家科学委員会との関係、そして絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第四条第七項に基づく会議なのかどうか、明らかにされたい。

三 二〇一七年度には、中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会の委員数名が参加した国内希少野生動植物種の指定に関する検討会というやはり非公式の会議体が存在したと承知しているが、この会議体と国内希少野生動植物種の選定に関する検討会はその目的がどのように異なるのか、また国内希少野生動植物種の指定に関する検討会と中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会との関係と、国内希少野生動植物種の選定に関する検討会と希少野生動植物種専門家科学委員会の関係はどのように異なるのか、明らかにされたい。

四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第四条第七項「環境大臣は、第三項から前項までの政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。」と特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第二條第三項「主務大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。」という条文は、「野生動植物の種に関し」と「生物の性質に関し」の部分が違うだけである。にもかかわらず、国内希少野生動植物種の選定に關する検討会の設置に法的根拠がないならば、特定外来生物等専門家会合が、その下に位置付けられた専門家グループ会合も含めて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく法定化された会合として設置されていることとの整合性がとれないのではないか。政府の見解を明らかにされたい。

五 私は、情報の流れや意思決定の過程を国民にとってわかりやすくするために、国内希少野生動植物種の選定に関する検討会は、必要に応じて非公開としつつも、希少野生動植物種専門家科学委員会の下部組織として明確に位置付け、法定化された会議体にするべきではないかと考えるがいかがか。

右質問する。